

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

実績はありません

1. 派 遣 労 働 者 数 : 0 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 0 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : . %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用しており、労使協定は締結していない
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会
〒 6 4 0 - 8 3 1 7 和歌山県和歌山市北出島 1 丁目 5 番 4 6 号
電話 : 073-435-5515

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 49 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 33 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,863 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,463 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.1 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 和歌山市事務所
〒640-8325 和歌山県和歌山市新生町2-1-2
電話 : 073-431-1270

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 55 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 21 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,829 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,537 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.2 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 橋本市事務所

〒648-0073 和歌山県橋本市市協 1 丁目 1 番 24 号

電話 : 0736-33-3133

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 40 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 10 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,313 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,062 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.8 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 田辺市事務所
〒646-0038 和歌山県田辺市末広町 5 番 3 2 号
電話 : 0739-24-0399

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 20 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 11 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,841 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,596 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.7 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 新宮市事務所
〒647-0025 和歌山県新宮市あけぼの 7 番 9 号
電話 : 0735-21-0520

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 123 人 (令和7年6月1日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 32 件 (令和6年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,719 円 (1日8時間あたり) (令和6年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,399 円 (1日8時間あたり) (令和6年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.6 %
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 岩出市事務所
〒649-6256 和歌山県岩出市金池9番地
電話 : 0736-63-1143

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 76 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 33 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,609 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,387 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.9 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 紀の川市事務所
〒649-6414 和歌山県紀の川市打田1398番地
電話 : 0736-67-7333

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

実績はありません

1. 派 遣 労 働 者 数 : 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : . %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 かつらぎ町事務所
〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地
電話 : 0736-22-3514

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 40 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 9 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,725 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,437 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.3 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 白浜町事務所
〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 3300 番地 4
電話 : 0739-82-1250

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 49 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 18 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 11,642 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9,370 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 19.5 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 有田川町事務所
〒643-0801 和歌山県有田郡有田川町徳田14-5
電話 : 0737-52-4567

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 131 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 35 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,745 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,476 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.1 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 海南市事務所
〒642-0002 和歌山県海南市日方1289-26
電話 : 073-499-4344

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

実績はありません

1. 派 遣 労 働 者 数 : 人 (令和7年6月1日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 件 (令和6年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 円 (1日8時間あたり) (令和6年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 円 (1日8時間あたり) (令和6年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : . %
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 みなべ町事務所
〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝447番地2
電話 : 0739-72-1389

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 24 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 9 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 12,713 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9,519 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 25.1 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 串本町事務所
〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本1252番地
電話 : 0735-62-2009

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 14 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 5 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,418 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,374 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.1 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的かつ短期的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 紀美野町事務所
〒640-1243 和歌山県海草郡紀美野町神野市場 226 番地 1
電話 : 073-495-3467

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 2 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 2 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 12,710 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9,156 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 28.0 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 印南町事務所
〒649-1534 和歌山県日高郡印南町印南 2645-2
電話 : 0738-42-7070

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 0 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 1 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,872 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,656 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.4 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 有田市事務所
〒649-0304 和歌山県有田市箕島33番地の1
電話 : 0737-82-0707

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 15 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 3 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 10,436 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,170 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.7 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) マナー・コンプライアンス等
 - (2) 派遣労働に必要な基礎的な知識及び安全衛生等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 九度山町事務所
〒648-0101 和歌山県伊都郡九度山町大字九度山 1190 番地の 1
電話 : 0736-54-9060

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 17 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 4 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 12,740 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9,709 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 23.8 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) マナー・コンプライアンス等
 - (2) 派遣労働に必要な基礎的な知識及び安全衛生等
8. その他の事項
 - ・労災保険、有給休暇
 - ・健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 御坊市事務所
〒644-0002 和歌山県御坊市菰 7 6 番地 御坊市立体育館内
電話 : 090-8655-7556

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 1 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 3 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 12,717 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 9,224 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 27.5 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 日高川町事務所
〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地2
電話 : 0738-24-9012

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第23条第5項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 13 人 (令和7年6月1日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 1 件 (令和6年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 円 (1日8時間あたり) (令和6年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 円 (1日8時間あたり) (令和6年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : %
6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 広川・湯浅広域事務所
〒643-0071 和歌山県有田郡広川町広1467番地
電話 : 0737-63-1050

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

実績はありません

1. 派 遣 労 働 者 数 : 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : . %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 由良町事務所
〒 6 4 9 - 1 1 0 1 和歌山県日高郡由良町畑 1 8 4 畑農業会館内
電話 : 0738-65-1122

シルバー派遣事業に係る情報提供について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
第 23 条第 5 項の規定に基づき、労働者派遣事業に係る情報お知らせします。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 数 : 15 人 (令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より)
2. 派 遣 先 事 業 所 数 : 2 件 (令和 6 年度事業報告書より)
3. 派遣料金の額の平均額 : 11,182 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 8,408 円 (1 日 8 時間あたり) (令和 6 年度事業報告書より)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 24.8 %
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
「派遣先均等・均衡方式」を採用、労使協定は締結しておりません。
7. 教育訓練に関する事項
 - (1) 派遣労働に必要な基礎的な知識等
 - (2) 安全衛生と労災保険の基本等
 - (3) 交通安全対策等
8. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし (臨時的就業であるため)
※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

以 上

【派遣元事業主】

実施事業所 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会 古座川町事務所
〒649-4223 和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254 番地 1
電話 : 0735-72-3719